別表十七㈠の記載要領第１号中「この表のⅠ」を「この表」に改め、「の令和４年４月１日前に開始した事業年度」を削り、「恒久的施設を有する外国法人が同項」を「同項（第１号に係る部分に限る。）」に改め、同第五号から第七号までを削る。

別表十七㈠の二の表中

控除対象受取利子等合計額（別表十七(二の二)付表二「11」）

を

控除対象受取利子等合計額（別表十七(二の二)付表二「12」）

に、

別表十七の三(二)「12」

を

別表十七の二(二)「12」

に改め、同表の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表は、法人が租税特別措置法第66条の５の２（第３項を除く。）又は第66条の５の３（対象純支払利子等に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十七㈠の二の記載要領第二号中「並びに法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第20項（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）」を削り、同第三号中「別表八(一)付表二「24」」を「別表八(一)付表「24」」に改め、同第六号中「別表八(一)「13」又は「26」」を「別表八(一)「５」」に改め、同第七号㈠中「係る租税特別措置法」を「係る同法」に改め、同号㈡中「租税特別措置法第66条の９の２第１項に」を「同項に」に改める。

別表十七㈠の二付表一の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表は、法人が租税特別措置法第66条の５の２（第３項を除く。）又は第66条の５の３（対象純支払利子等に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十七㈠の二付表二の表を次のように改める。